

平成19年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案その2)

区 分	件 名	概 要												
◎条例案 (1件)	三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案	<table border="1" data-bbox="766 414 1404 593"> <tr> <td>予 算</td> <td>— 件</td> <td rowspan="4">} 議案 1 件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>— 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>— 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>公職選挙法の一部改正にかんがみ、知事の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担限度額等についての規定を整備するものである。 (平成19年3月22日から施行)</p> <p>【主な改正項目】</p> <p>(1) 条例の題名を三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例(現行 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例)に改めるものとする。</p> <p>(2) 知事の選挙における候補者が選挙運動用ビラを作成する場合において、県は、作成単価((3)で定める公費負担限度額を超える場合には、当該公費負担限度額)に作成枚数(公職選挙法で定める枚数を超える場合には、公職選挙法で定める枚数)を乗じて得た金額を、当該候補者とビラの作成契約を締結したビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払うものとする。</p> <p>(3) 選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価に係る公費負担限度額を次のとおり定めるものとする。</p> <p>ア 作成するビラの枚数が5万枚以下である場合 7円30銭</p> <p>イ 作成するビラの枚数が5万枚を超える場合 4円88銭にその5万枚を超える数を乗じて得た金額に36万5千円を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額</p>	予 算	— 件	} 議案 1 件	条 例 案	1 件	その他議案	— 件	報 告	— 件	計	1 件	
予 算	— 件	} 議案 1 件												
条 例 案	1 件													
その他議案	— 件													
報 告	— 件													
計	1 件													